

# 令和2年度 公益財団法人尾瀬保護財団事業計画

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

## 1 実施方針

尾瀬の自然環境及び利用の現況並びに財団のこれまでの取り組みの経緯等を踏まえ、今後の尾瀬のあるべき姿を展望しながら、尾瀬関係者との緊密な連携の下に、次に掲げる事項を重点目標として、尾瀬の保護とその適正利用を推進する。

### 【重点目標】

- (1) 尾瀬の適正利用の推進（利用分散化等）
- (2) 尾瀬の保全対策の推進（至仏山保全対策、外来植物対策）
- (3) 尾瀬を活用した質の高い環境学習の推進
- (4) 普及啓発の推進
- (5) 尾瀬総合学術調査の推進
- (6) 事業推進体制の強化
- (7) 人材育成の推進
- (8) 財政基盤の強化

## 2 事業計画

### (1) 利用者啓発事業

尾瀬の適正利用を進めるため、入山者に対し、尾瀬にふさわしい利用マナーの啓発を行うとともに、繊細で貴重な尾瀬の自然について理解を深めるための自然解説等を行う。

#### ① 入山者啓発事業

##### ア 入山口啓発

尾瀬の環境美化や入山マナーの向上を図るため、主要入山口（鳩待峠口・沼山峠口・大清水口・滝沢口・馬坂峠口・猿倉口）において、尾瀬ボランティアの協力の下に、入山マナーの啓発、利用案内などを行うとともに、関係自治体や山小屋組合、支援企業等と連携しながら、ごみの持ち帰り運動等を実施する。

##### イ 尾瀬ボランティアの活動支援

主要入山口での啓発活動、お話しボランティア（定点解説）など、ボランティア活動の充実強化を図るため、活動の調整を行うとともに、尾瀬ボランティアの資質向上を目的とした研修会等を開催する。また、新たな活動を追加し活動の幅を広げることで、ボランティア活動の活性化を図る。

##### ウ ガイド利用の普及・促進

入山マナーの向上、質の高い自然体験、安全確保等を図るため、ガイド利用の普及・促進を図る。

#### (7) 尾瀬ガイド協会との連携

ガイド利用による自然体験やエコツアーなどを通して、尾瀬の自然環境の保全と適正利用を図るため、尾瀬ガイド協会の運営を受託し連携するとともに、今後の協会の自主運営に向けた支援を行う。

#### (イ) 尾瀬自然解説ガイド

ガイド利用の魅力、有用性等を利用者に啓発し、その普及を図るため、来訪者に対して、尾瀬自然解説ガイド（尾瀬ボランティアを母体とする）によるガイド活用をより積極的にPRする。

### ② 自然解説事業

#### ア 自然解説事業

利用者が尾瀬の貴重な自然について認識を深め、適正利用を促進することを目的として、自然解説活動を実施する。

#### イ 環境学習推進事業

「環境学習の場」としての尾瀬の利用促進を図るため、山の鼻ビジターセンターでミニツアーを実施するほか、現地情報や学校の利用状況についてインターネットや携帯サイトで情報発信を行う。

### ③ 研修事業

#### ア 指導者の養成

職員の資質向上を図り、指導者として養成するため、各種研修会に派遣する。

#### イ 職員研修の実施

円滑な業務運営を図るため、職員を対象に、業務内容及び国立公園制度などの研修を実施し、職員のスキルアップと体制の強化を図る。加えて、ビジターセンターに勤務する職員には、自然解説技術、ガイド技術などの研修を実施する。

#### ウ 救急救命研修

山岳事故が増える中で、入山者の安全・安心を確保するため、現地に勤務する全職員を対象に応急手当、体外式除細動器（AED）操作訓練等の救急救命研修を実施する。

### ④ 普及啓発事業

#### ア 機関誌の発行

四季折々の自然、財団の活動状況、その他尾瀬に関する幅広い情報を関係者や尾瀬ボランティア、友の会会員等に提供するため、機関誌「はるかな尾瀬」を引き続き刊行する。

#### イ 「わたしの尾瀬」フォトコンテスト、写真展等の開催

尾瀬の魅力を広く一般に伝えるため、福島、前橋、新潟の各NHK放送局等と共催でフォトコンテストを実施するとともに、その入選作品の写真展を3県を中心に開催する。

## ウ 啓発リーフレット等の作成・配布

入山口や利用日など利用分散化の推進を図るため、尾瀬地域の交通対策等のリーフレットを作成し、関係機関・団体及び入山者等に配布する。また、尾瀬国立公園案内マップの日本語版増刷に併せて、外国語版（簡体字・韓国語）の改訂増刷を行い、外国人入山者に対する啓発効果を高める。

## エ ホームページの管理運営等

尾瀬の保護と適正利用を推進するとともに、財団の活動を周知するため、令和元年度にリニューアルしたホームページや Instagram を活用し、タイムリーな尾瀬情報や財団の活動等の情報を発信する。

## オ 尾瀬の魅力発信事業

尾瀬の魅力発信や利用促進を進めるため、尾瀬キャラバンを開催し、尾瀬関係自治体や観光協会等と合同で旅行エージェント等を訪問するほか、各種観光イベント等に職員を積極的に派遣する。

## カ 出張講演

旅行者、行政機関、教育機関等が主催する講演会等への出張講演に積極的に対応し、尾瀬の貴重な自然や適正利用の推進などのレクチャーを通じて、尾瀬国立公園のすばらしさと大切さを広く一般の方々に広報していく。

## キ 【重点・新規】動画スタジオ活用

群馬県と連携して動画スタジオを活用し、動画による尾瀬の魅力発信に努める。

## ク 【重点・新規】学生・モニターツアー等

群馬県等の大学生を対象にモニターツアー等を実施し、若者向け施策を検討する。

## (2) 環境保全事業

各種環境保全事業を行う。

### ① 植生回復事業

福島県及び群馬県から業務を受託し、植生回復及び保全事業を実施する。

### ② 至仏山保全対策

至仏山保全対策会議を活用し、至仏山保全基本計画に基づいて植生保護や利用の適正管理などの、貴重な自然を保全していくための各種対策を検討し実施する。

### ③ 尾瀬シカ対策事業

林野庁が大江湿原で実施している防鹿柵の設置・撤去作業を、尾瀬ボランティアや企業の協力を仰ぎながら南会津尾瀬ニホンジカ対策協議会の一員として実施するとともに、他の地区での実施も検討する。

## 【重点・拡充】シカ柵補助・地区拡大

尾瀬ボランティア及び企業等によるシカ柵設置・撤去の補助について、他の地区での実施を検討する。＜技術的・人的支援＞

#### ④ 外来植物対策事業

尾瀬での外来植物の増殖を防ぐため、現地調査により外来植物の分布状況の把握を行い、関係機関と連携して除去活動を行う。

### (3) 施設管理事業

入山者の安全・快適な利用を図るため、環境省及び群馬県から管理運営業務を受託し、公園施設の維持管理を行う。

#### ① ビジターセンターの管理運営

尾瀬沼ビジターセンター（環境省）及び尾瀬山の鼻ビジターセンター（群馬県）の管理運営を行う。

#### 【重点・新規】ドローン活用

尾瀬沼、尾瀬山の鼻の両V.C管理運営にあたり、ドローンを活用して効率化及び充実を図る。(ドローン購入・講習)

#### ② 公衆トイレの維持管理

尾瀬沼地区、山ノ鼻地区、竜宮地区の公衆トイレの維持管理を行う。

### (4) 調査研究事業

各種の調査研究事業を行う。

#### ① 尾瀬総合学術調査推進事業

調査主体である第4次尾瀬総合学術調査団を事務局として支えながら、平成29年度から令和元年度に実施した調査の結果を踏まえ、報告書をまとめる。

#### ② 適正利用推進事業

平成30年度に策定された「新・尾瀬ビジョン」を踏まえながら、財団においてもその実現に向けて主体的に取り組む。

また、環境省から業務を受託し、「新・尾瀬ビジョン」に基づく取り組みについて、関係機関と連携しながら推進する。

#### ③ ツキノワグマ対策事業

ツキノワグマ対策については「尾瀬国立公園ツキノワグマ対策協議会」の運営を行うとともに、入山者に対する啓発等について関係者とともに取り組む。

### (5) 顕彰事業

平成29年度に設置した尾瀬賞検討委員会において、令和3年度以降の尾瀬賞について、尾瀬に関する若手研究者の育成や尾瀬研究の活性化を念頭に見直しを行う。

## **(6) 友の会等事業**

財団活動に対する支援を幅広く求めるため、特典の拡充を検討し、会員の増加に努める。

## **(7) 寄付金の募集**

財団事業の充実と財政基盤の強化を図るとともに、尾瀬に対する幅広い支援を求めるため、公益財団法人への寄附税制の優遇措置制度を活用し、企業・団体等に対し積極的に寄付を募る。

## **(8) 関係者連携対策**

財団役員をはじめ尾瀬関係者が一堂に会し、尾瀬に関する課題等について話し合うため、「尾瀬サミット2020」を開催する。

### **① 尾瀬サミット2020の開催**

- ・開催予定時期 : 令和2年9月1日(火)～2日(水) (予定)
- ・開催予定場所 : 群馬県片品村
- ・議長当番県 : 群馬県
- ・テーマ : 「みんなで守る」

## **(9) 財団の運営**

財団の運営に必要な評議員会及び理事会等を開催する。

### **① 評議員会の開催**

事業報告、決算の承認、その他重要事項等について審議を行うため、定時評議員会を6月に開催するほか、必要に応じ、臨時評議員会を開催する。

### **② 理事会の開催**

事業計画、予算など業務執行の決定、その他重要事項等について審議を行うため、定時理事会を6月と3月に開催するほか、必要に応じ、臨時理事会を開催する。

## **(10) その他**

### **① 受託事業の活用**

財団の活動を充実させるため、各自治体などからの尾瀬にかかわる委託事業を積極的に受託する。

### **② 助成金の活用**

財団の活動財源を安定的に確保するため、事業内容に応じて助成金の積極的な活用を図る。